

2020年5月22日 全9頁

株主総会の「継続会」ガイダンスについて

新型コロナウイルス感染症を受け、金融庁・法務省・経産省が発出

金融調査部（主任研究員）横山 淳

[要約]

- 2020年4月28日、金融庁・法務省・経済産業省の3省庁は共同でガイダンス「継続会（会社法317条）について」を発出した。
- 「継続会」とは、株主総会の議事に入ったものの、審議を終わらないまま後日に継続（続行）した場合における、その継続審議を行う場のことである。新型コロナウイルス感染症の影響で、当初予定した定時株主総会の時期までに決算・監査業務を完了できない場合において、その活用が検討されている。
- 当ガイダンスでは、①当初の定時株主総会の時点で継続会の日時・場所が確定できない場合、議長に一任する決議も許容されること、②取締役等の選任に当たっては、確定した計算書類はなくても、既に公表した四半期報告等を活用して、この一年間の事業の概況、新任の経営者に求められる役割等について丁寧な説明を行うことが求められること、③配当決議を行う場合、効力発生日が2020年3月期の計算書類の確定前である限り、2019年3月期の確定した計算書類に基づいて算出された分配可能額の範囲内において行うことができること、④当初の定時株主総会と継続会の間の期間については、現下の状況にかんがみ、3ヶ月を超えないことが一定の目安になることなど、重要な解釈、運用指針が示されている。
- 株主総会の継続会については、これまで不適切な会計処理が発覚したケースなどを除いては、あまり実例が多くなかったことから、企業の株主総会実務にとって同ガイダンスは有益なものとなるだろう。
- もっとも、継続会は、新型コロナウイルス感染症の終息時期が見通せない中で、株主総会という大きな「イベント」を実質的に2度にわたって実施する必要があることなどを踏まえれば、必ずしも使い勝手の良い仕組みとはいえないだろう。

1. 株主総会の「継続会」の「3省庁ガイダンス」～「継続会」とは？

2020年4月28日、金融庁・法務省・経済産業省の3省庁は共同でガイダンス「継続会（会社法317条）について」¹（以下、3省庁ガイダンス）を発出した。

株主総会の「議事に入ったが審議が終わらないまま後日に継続すること」²を「続行」といい、株主総会の決議によって行うことができる（会社法317条）。この「続行」決議に基づき、後日、継続審議を行う場のことを、一般に**株主総会の「継続会」**と呼ぶ。なお、「議事に入らず会日を後日に変更」³する「延期」決議に基づく株主総会（「延会」）も含めて「継続会」と呼ぶ場合もあるが、本稿では「続行」決議に基づく継続審議を前提に説明する。

「継続会」は、これまでも、例えば「不適切な会計処理が発覚し、計算書類の報告ができななどの理由」⁴で開催する事例が見受けられたものの、その事例は必ずしも多いとはいえなかった。ところが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、企業における株主総会の開催や、決算・監査作業に重大な影響が生ずる中で、「継続会」に対する関心が高まってきた。

すなわち、2020年4月3日、金融庁は、「新型コロナウイルス感染症の影響下における、企業の決算作業及び監査等について、関係者間で現状の認識や対応のあり方を共有するため」⁵、「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた企業決算・監査等への対応に係る連絡協議会」（以下、連絡協議会）を設置した。連絡協議会の構成メンバーは、日本公認会計士協会、企業会計基準委員会、東京証券取引所、日本経済団体連合会、日本証券アナリスト協会であり、全国銀行協会、法務省、経済産業省もオブザーバーとして参加、金融庁が事務局を務めている。

この連絡協議会は、4月15日「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた企業決算・監査及び株主総会の対応について」（以下、「決算・監査・株主総会の対応」）を公表した⁶。この連絡協議会による「決算・監査・株主総会の対応」の中で、当初予定した定時株主総会の時期（3月決算会社であれば2020年6月）までに決算・監査業務を完了できない可能性があることから、いわゆる「継続会」の活用も考えられると提案されたのである。

これを受けて、金融庁・法務省・経済産業省が、株主総会のいわゆる「継続会」を開催するに当たって留意すべき事項をとりまとめたのが、今回の3省庁ガイダンスである。

¹ [金融庁のウェブサイト](#)に掲載されている。

² 酒巻俊雄・龍田節（責任編集）『逐条解説会社法 第4巻』（中央経済社、2008年）p.176（浜田道代執筆）。なお、東京弁護士会会社法部「新・株主総会ガイドライン[第2版]」（商事法務、2015年）p.249も参照。

³ 岩原紳作編『会社法コンメンタール 第7巻』（商事法務、2013年）p.287（前田重行執筆）。

⁴ 東京弁護士会会社法部「新・株主総会ガイドライン[第2版]」（商事法務、2015年）p.87。

⁵ [金融庁のウェブサイト](#)。

⁶ [金融庁のウェブサイト](#)。

2. 「3 省庁ガイダンス」のポイント

(1) 継続会開催の決定

(ポイント)

◇当初の定時株主総会の時点で継続会の日時・場所が確定できない場合、議長に一任する決議も許容される。

◇この場合、日時・場所が決まり次第、事前に株主に十分な周知を図る必要がある。

会社法上、継続会の開催（株主総会の続行）は、元の株主総会の決議によって決定される（会社法 317 条）。その日時や場所についても、判例上、これを定めるのは「総会招集権者ではなく、総会それ自身である」とされている（東京地方裁判所昭和 30 年 7 月 8 日判決）。そして、一旦、株主総会において決議された以上、「継続会の開催せらるべき日時および場所を変更することはできない」と解されている（同前）。

こうした解釈の下では、今後の新型コロナウイルス感染症の影響が見通せない中、当初の定時株主総会において、日時や場所を確定した上で継続会の開催を決議することが困難であることが想定された。

今回の 3 省庁ガイダンスは、継続会の日時・場所の決定権限は株主総会にあるという従来の判例を踏まえた上で、その決議によって具体的な内容を議長に一任することが許容される、との考え方を示している。その結果、当初の定時株主総会の時点では、日時・場所を確定できない場合であっても、継続会開催の決議を行うことが可能となる。

継続会の日時・場所を議長に一任することを決議した場合、3 省庁ガイダンスは、日時・場所が決まり次第、事前に株主への十分な周知を図ることを求めている。一般に、当初開催された株主総会と、その「継続会」の株主総会は、同一性を有し、改めて招集手続などを行う必要がないと解されている⁷。しかし、会社からの通知などが無い限り、株主としては継続会が、いつ、どこで開催されるかを知ることができず、参加も困難である。事前の十分な周知を求める 3 省庁ガイダンスのスタンスは、適切だと評価できるだろう。

(2) 取締役及び監査役の選任

(ポイント)

◇確定した計算書類は提供されていないものの、既に公表した四半期報告等を活用して、この一年間の事業の概況、新任の経営者に求められる役割等について丁寧な説明を行うことが求められる。

⁷ 岩原紳作編『会社法コンメンタール 第 7 巻』（商事法務、2013 年）p. 288（前田重行執筆）、森田多恵子「[新型コロナウイルス感染症拡大下における株主総会の留意事項について](#)」（西村あさひ法律事務所『企業法務ニューズレター』2020 年 3 月 23 日号）p. 5 など参照。

◇任期が今期の定時株主総会の終結時点までとされている取締役・監査役について、当初の定時株主総会の時点において改選する必要があるときは、その時点をもってその効力を生じる旨を明らかにすることが考えられる。

(a) 「一年間の事業の概況」等の説明と

フェア・ディスクロージャー・ルール、インサイダー取引規制

新型コロナウイルス感染症による決算・監査業務への影響で、決算報告は継続会に先送りするものの、取締役等の選任は当初の定時株主総会で実施する、というケースが想定される。

この場合、決算報告がなされない中で、どうやって取締役等の選任議案の可否を判断するのか、適切に判断することができないのではないか、といった問題が想定される⁸。

この問題に関連して、3省庁ガイダンスは、「既に公表した四半期報告等を活用して、この一年間の事業の概況、新任の経営者に求められる役割等について丁寧な説明を行うこと」を求めている。

もっとも、株主総会の場であったとしても、公表されていない決算に関する情報を伝達することは、金融商品取引法上のフェア・ディスクロージャー・ルール（金融商品取引法 27 条の 36）に抵触する可能性がある。加えて、その情報がインサイダー取引規制上の重要事実にも該当する場合、株主総会で伝達を受けた株主が、その情報が公表される前にその上場会社の株式を売買するなどした場合には、インサイダー取引規制（同 166 条）に抵触することとなる。

フェア・ディスクロージャー・ルールやインサイダー取引規制などへの抵触を防止しつつ、取締役等選任のために必要な「この一年間の事業の概況」などを丁寧に説明することは、かなり難しいものとなることが想定される。私見だが、機関投資家によるものなど、議決権行使の多くが株主総会の事前に書面あるいは電磁的方法により行使されていることも踏まえれば、株主総会の場で説明を予定している「一年間の事業の概況、新任の経営者に求められる役割等」について、可能な限り、事前に開示・公表を行っておくことも、一案ではないかと思われる。

(b) 取締役等の改選の効力発生タイミング

取締役等の任期について、定款において、定時株主総会の終結時点まで、と定めているケースがよく見受けられる⁹。前述の通り、当初開催された株主総会と、その「継続会」の株主総会は、同一性を有するとの考えに基づけば、仮に、当初の定時株主総会において取締役等の選任決議を行ったとしても、実際に改選の効力が発生するのは、継続会が終了してからはないか、という疑問が生じることとなる。

この点について、3省庁ガイダンスは、「当初の定時株主総会の時点において改選する必要がある

⁸ 例えば、鈴木裕「[延期の公表が相次ぐ定時株主総会](#)」（2020年5月1日付大和総研レポート）p.4など参照。

⁹ 例えば、全国株懇連合会「[定款モデル](#)」（簡易版）20条など参照（東京株式懇話会ウェブサイト）。

あるときは、当該時点をもってその効力を生ずる旨を明らかにすることが考えられる」としている。これは、あらかじめ、その旨を明らかにした上で選任決議を行えば、当初の定時株主総会の終結時点（継続会の終結時点ではなく）において、改選の効力を発生させることができるとの見解を示したものと考えられよう。

(3) 剰余金の配当

(ポイント)

- ◇当初の定時株主総会において剰余金の配当決議を行う場合、効力発生日が2020年3月期の計算書類の確定前である限り、2019年3月期の確定した計算書類に基づいて算出された分配可能額の範囲内において行うことができる。
- ◇この場合において、2020年3月期の計算書類の確定はなされていないものの、決算数値から予想される分配可能額にも配意することが有益であると考えられる。

新型コロナウイルス感染症による決算・監査業務への影響で、決算報告は継続会に先送りするものの、剰余金の配当は当初の定時株主総会で実施したい、というケースが想定される。配当を、原則、決算に伴う「利益ノ処分又ハ損失ノ処理ニ関スル議案」として行うことが要求されていた旧商法（平成17年改正前商法）時代とは異なり、現行の会社法の下では、配当は、必ずしも決算に伴って実施することは要求されていない。手続として、原則、株主総会の決議が必要とされているが（会社法454条）、その株主総会は定時株主総会に限定されておらず、配当の実施時期についても、特段の規制は設けられていない。

ただし、配当は、「最終事業年度」の剰余金をベースとして算定される分配可能額の範囲内で行わなければならない（いわゆる財源規制。会社法461条）。例えば、3月決算会社において、2020年6月に開催される当初の定時株主総会において配当を決議する場合、直前期である2020年3月期の決算が確定していないとすれば、配当に充当することが許される分配可能額はどのように算定すればよいのか、という問題が生じる。

この点について、3省庁ガイダンスは、2020年3月期の決算が確定していない、つまり、2020年3月期の計算書類が未確定であれば、確定したものの中で直近となる2019年3月期を「最終事業年度」として、その計算書類に基づいて算出した分配可能額の範囲で配当を行うことができる、との見解を示している。

もともと、未確定とはいえ、すでに終了している2020年3月期の決算内容から予想される分配可能額を上回る配当を行うことは、仮に、2019年3月期の計算書類に基づいて算出した分配可能額の範囲内に収まるものであったとしても、適切とはいえず、取締役等の責任が問われる余地もあるように思われる¹⁰。3省庁ガイダンスが「2020年3月期の計算書類の確定はなされ

¹⁰ 会社法上、事後的に欠損が生じた場合における業務執行取締役等の填補責任が規定されている。確かに、定時株主総会において所要の事項につき株主総会決議を行った剰余金の配当については対象から除外されている

ていないものの、決算数値から予想される分配可能額にも配慮することが有益」としているのは、こうした事情を踏まえたものと考えられる。

(4) 合理的期間（当初の定時株主総会と継続会との間隔）

(ポイント)

◇当初の定時株主総会と継続会の間隔については、許容される期間の範囲について画一的に解する必要は無い。

◇もっとも、その間隔が余りに長期間となることは適切ではなく、現下の状況にかんがみ、3ヶ月を超えないことが一定の目安になる。

一般に、当初の定時株主総会と継続会が「同一であるといい得るためには、両者が時間的にも接近して」行われる必要があると解されている¹¹。逆に「両者の間にかなりの期間が存在し、後者の株主総会（筆者注：継続会）がそれに先行する株主総会（筆者注：当初の株主総会）と連続性を有しているとはいえないような場合には、両者は同一の株主総会とはいえない」こととなる¹²。その結果、当初の定時株主総会と継続会との間隔は、「相当の期間」、「合理的期間」に収まることが求められ、仮に収まらない場合には、別個の株主総会として、改めて招集手続をとる必要があると解されている¹³。

継続会の開催が認められる具体的な当初の株主総会との間隔としては、招集手続に必要な期間を考慮して、「2週間」とする見解が有力とされている¹⁴。もっとも、新型コロナウイルス感染症による決算・監査業務への影響で、当初の定時株主総会で取締役等の選任や剰余金の配当を決議した上で、決算報告は継続会に先送りするというケースを念頭においた場合、両者の間隔が2週間しかないというのは、あまり現実的とはいえないだろう。

単純比較はできないが、近時の実務においては、件数自体が限られているとはいえ、「当初開催日から1、2か月後に継続会を実施」という事例がよく見られるとの指摘¹⁵もある。

そうした事情も考慮したためか、3省庁ガイダンスは、当初の定時株主総会と継続会との間隔について、「画一的に解する必要は無い」として上で、一つの目安として「**3ヶ月**」という基準を示している。

3省庁ガイダンスが示す「3ヶ月」という目安は、従来の解釈や実務と比較して、かなり長期間の間隔を許容している印象を受ける。もっとも、「現下の状況にかんがみ」という断りをつけ

が（会社法465条1項10号）、これは定時株主総会において確定した決算の報告が行われることなどが前提になっているものと思われる。そのほか、取締役等に対する任務懈怠責任も定められている（会社法423条）。

¹¹ 岩原伸作編『会社法コメンタール 第7巻』（商事法務、2013年）p.288（前田重行執筆）。

¹² 岩原伸作編『会社法コメンタール 第7巻』（商事法務、2013年）pp.288-289（前田重行執筆）。

¹³ 酒巻俊雄・龍田節（責任編集）『逐条解説会社法 第4巻』（中央経済社、2008年）p.177（浜田道代執筆）。なお、東京弁護士会会社法部「新・株主総会ガイドライン[第2版]」（商事法務、2015年）p.249も参照。

¹⁴ 岩原伸作編『会社法コメンタール 第7巻』（商事法務、2013年）p.288（前田重行執筆）。

¹⁵ 近澤諒「新型コロナウイルス影響下の株主総会対応—株主総会実施方法の検討上の留意点—」（森・濱田松本法律事務所『CORPORATE NEWSLETTER』2020年4月号（Vol.34））p.10。

ていることを踏まえれば、私見だが、あくまでも今回の新型コロナウイルス感染症の影響の重大さという特殊事情を受けた、今回限りの現実的な対応策を提案したものと考えられる（後述3(3)）。

(5) 事務遂行のあり方

(ポイント)

◇本件に関する決算や監査業務の遂行は、当該業務に携わる者の安全と健康に十分に配慮しながら適切かつ合理的に遂行していくことが求められるところ、決算や監査実務の遂行に当たって書面への押印を求めるなどの慣行は見直されるべきである。

例えば、監査役会の監査報告書の場合、旧商法（厳密には、平成18年改正前商法施行規則）時代には、各監査役が（監査役会の監査報告書に）署名、押印することが求められていた¹⁶。現行の会社法（及び会社計算規則）の下では、各監査役による署名、押印は義務付けられていない。

もっとも、実務においては、監査報告書の真実性及び監査の信頼性を確保する観点から、各監査役等が氏名を自書し、押印するケースが多いとされている¹⁷。

3省庁ガイダンスは、決算や監査業務に携わる者の「安全と健康に十分に配慮しながら適切かつ合理的に遂行していくことが求められる」として、「決算や監査実務の遂行に当たって書面への押印を求めるなどの慣行は見直されるべき」としている。

3. 残された論点

(1) 上場会社が広く活用するスキームとなるか？

3省庁ガイダンスに基づく株主総会の継続会の活用は、例えば、迅速な新体制発足のため、取締役選任議案は当初予定された日程で決議したいものの、決算・監査業務は新型コロナウイルス感染症の影響で間に合いそうにないため、計算書類の内容の報告（会社法439条）などは難しいといったケースを想定した場合、新たな株主総会を招集し直すよりは手続が簡略であり、有効な方策であると考えられる。

もっとも、改めて基準日の設定などを行う必要はないとはいえ、新型コロナウイルス感染症の終息時期が見通せない中で、株主総会という大きな「イベント」を実質的に2度にわたって実施する必要があることには変わらない。加えて、法的には、「継続会」の株主総会は、当初開催された株主総会と同一性を有し、改めて招集手続は不要と解されているとしても、3省庁ガイダンスが「日時・場所が決まり次第、事前に株主に十分な周知を図る」こと（前記2(1)）に加え

¹⁶ 江頭憲治郎・弥永真生編『会社法コンメンタール 第10巻』（商事法務、2011年）p.186（片木晴彦執筆）。

¹⁷ 例えば、江頭憲治郎・弥永真生編『会社法コンメンタール 第10巻』（商事法務、2011年）p.186（片木晴彦執筆）、日本監査役協会「[監査報告のひな形について](#)」p.12（注41）など参照。

て、連絡協議会「決算・監査・株主総会の対応」も次のような対応を求めている。

◇決算業務、監査業務が完了した後「直ちに計算書類、監査報告等を株主に提供して株主による検討の機会を確保」すること

◇「継続会の開催に際しても、必要に応じて開催通知を発送」すること

つまり、招集手続に準じた手続は、結局、必要となることが多いものと考えられる。

その意味では、不特定多数に株主が分散している上場会社の場合（すでに継続会の開催方針を表明している企業もあるものの）、あくまでも選択肢の一つという位置づけに留まるものと思われる。

(2) 株主、投資者の理解を得られるか？

連絡協議会「決算・監査・株主総会の対応」は、投資者に対して「投資先企業の持続的成長に資するよう、平時にもまして、長期的な視点からの財務の健全性確保の必要性などに留意することが求められるとともに、各企業の決算や監査の実施に係る現下の窮状を踏まえ」、連絡協議会が提案する「定時株主総会・継続会の取扱い等についての理解」を求めている。

その意味では、株主・投資者には、投資先企業が株主総会の継続会を利用しなければならない事情を理解して、議決権行使などの対応を行うことが期待されているといえるだろう。

もっとも、取締役等の選任や剰余金の配当は当初の定時株主総会で決議するものの、決算報告は継続会に先送りするケースを想定した場合、株主としては、十分な判断材料がないまま、（取締役等の選任や剰余金の配当などの）議案の賛否を判断しなければならないこととなる。

連絡協議会が述べるように、株主・投資者には投資先企業における「決算や監査の実施に係る現下の窮状」を理解することが期待されると同時に、上場会社においても、株主・投資者の理解を得るためには、可能な範囲で積極的なコミュニケーションに努めることが期待されるだろう。

(3) 「3省庁ガイダンス」は、継続会全般に適用可能か？

今回、新型コロナウイルス感染症が企業の決算・監査業務に大きな影響を及ぼしていることから、株主総会の継続会に関心が寄せられている。しかし、継続会は、いわゆる「有事」に社会が見舞われている場合に限って開催されるわけではない。件数は多くないとはいえ、社会が「平時」の場合でも、「不適切な会計処理が発覚し、計算書類の報告ができないなどの理由」により、継続会を開催する事例が散見されている¹⁸。

それでは、今回の3省庁ガイダンスは、「平時」も含めた継続会全般について適用できるのだろうか。3省庁ガイダンスは、「第1 趣旨」の中で、次のように基本的な考え方を示している。

¹⁸ 東京弁護士会会社法部「新・株主総会ガイドライン[第2版]」（商事法務、2015年）p. 87。

表記の開催方法は、未曾有の危機により、従業員や監査に従事する者を感染リスクにさらすことなく計算書類を確定することができない中であって、剰余金の配当の基準日が3月末日とされている場合におけるその基準日株主に対する配慮、経営体制を刷新していく必要性等多様な利害関係者の利益や質の高い監査を確保するために、採用されるものである。

これを踏まえれば、今回の3省庁ガイダンスは、新型コロナウイルス感染症により企業の決算・監査業務に深刻な影響が生じているという、「未曾有の危機」を前提として設けられたものであるといえるだろう。その意味では、平時において「不適切な会計処理が発覚し、計算書類の報告ができないなどの理由」により開催される継続会に、3省庁ガイダンスをそのまま適用することには慎重であるべきだと考えられる。